

恵那市景観条例一部改正（案）の概要

	改正条項	改正の状況	改正事項	内容
①	第2条第2項第5号	追加	定義	太陽光発電設備を指導対象とするに当たり、条例の用語の定義に「太陽光発電設備」を追加
②	別表	追加・変更	届出を要する行為	届出を要する行為に太陽光発電設備の新設等を追加 (高さ10m以上又は事業面積が1,000 m ² 以上)
				届出を要する行為における工作物の規模基準の変更 (現行:高さ15m→改正案:高さ10m)